

熊本労働局発表
令和8年8月25日（火）

【照会先】

熊本労働局職業安定部職業対策課
課長 作田 和人
雇用開発第一係長 宮村 美智恵
（電話番号）096 - 211 - 1704

報道関係者 各位

令和8年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金の特例措置の施行 及び事業主向け助成金等説明会の開催について

厚生労働省は、令和8年熊本地震の発生に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業所における雇用の安定を図るため「雇用調整助成金」の支給要件について以下のとおり特例措置を講じることとしましたので公表します。

また、熊本労働局（局長 金谷 雅也）では同助成金の特例措置が施行されたことにより、事業主向けの「令和8年熊本地震に係る事業者支援施策説明会」を熊本県下で開催します。

なお、同説明会では、熊本県、九州経済産業局、日本政策金融公庫からもその他の中小企業等の支援施策について併せて説明します。

【雇用調整助成金の特例措置の概要】

特例対象期間：発災日（令和8年7月28日）から令和9年1月27日の間に開始した休業等が対象となります。

（全国の事業所を対象）

- 通常は施設や設備の損壊に伴う事業活動の休止・縮小は助成対象となりませんが、地震により施設や設備が直接的な被害を受けた場合でも、経済上の理由（例：修理業者の手配や修理部品の調達等）に関して災害の影響により期間を要する場合等）があれば助成対象とします。
- 通常、販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標の最近3ヶ月間の月平均値が、前年同期と比べ10%以上減少している事業所であることを必要としています。この比較期間を最近1ヶ月とし、迅速な特例適用を可能とします。
- 通常は、その事業所で雇用している労働者及び受け入れている派遣労働者の合計人数の最近3ヶ月間の平均値が、前年同期比で5%超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%超かつ4名以上）増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。
- 通常、生産指標等を前年同期と比較するため、雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業主は対象となりませんが、令和8年7月28日時点において事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。その場合、(1)の生産指標は地震発生前のいずれかの1ヶ月（雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る）の数値と比較します。
- 通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、事後の提出も可能とします。

（熊本県内に所在する事業所を対象とした措置）

- 通常、休業等をさせる一方で所定労働外時間があった場合は、支給対象となる休業等の延べ日数から、所定外労働時間分を控除することとしています。本取扱いを撤廃します。
- 通常、休業等を実施した場合、支給日数が30日を経過した日以降は、教育訓練実施率が10%未満の場合に助成率を引き下げることとしています。本取扱いを撤廃します。

【参考資料】

（リーフレット）令和8年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施します。

（リーフレット）令和8年熊本地震に係る事業者支援施策説明会

令和8年熊本地震の災害に伴う 雇用調整助成金の特例措置を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

特例措置の内容

令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって休業等の初日が令和8年7月28日から令和9年1月27日までである場合が対象です。

本特例は1年の期間内に実施した休業等が助成の対象です。

ただし上限日数(1年間で100日)に達した場合は、上限日数までが助成対象となります。

※ 例えば週5日勤務の事業所で、週の半分を休業させた場合は、約10か月助成金を受けられます。

全国の事業所を対象とした措置

- 1 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する事業主が対象となります(詳細は裏面)
- 2 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します
- 3 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします
- 4 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主も助成対象とします
- 5 計画届の事後提出を可能とします。

熊本県内の事業所のみを対象とした追加措置

- 6 残業相殺のルールを撤廃します(詳細は裏面)
- 7 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します(詳細は裏面)

「経済上の理由」について

令和8年熊本地震に伴う「経済上の理由」(経済的な取引関係の悪化・困難等の事情)の具体的なケースは以下のとおりです。

- ① 需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難
- ② 取引先の被災による、原材料や商品等の取引困難
- ③ 交通の途絶による、製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの生産及び販売環境の悪化
- ④ 電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化
- ⑤ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達等に関して災害の影響等により期間を要する場合

なお、**令和8年熊本地震に伴い施設や設備が直接的な被害を受け事業活動を休止・縮小する場合であっても、その休止・縮小が上記①から⑤に掲げる理由を伴うものであれば、「経済上の理由」があるものとして取り扱います。**

残業相殺のルールの撤廃

通常、休業等をさせる一方で所定外労働を行わせた場合は、支給対象となる休業等の延べ日数から、所定外労働時間分を控除することとしていますが今回の特例では、本取扱いを撤廃します。

教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃

通常、支給日数が30日を経過した日以降は、教育訓練の実施率が10%未満の場合に助成率を引き下げることにしていますが今回の特例では、本取扱いを撤廃します。

その他、雇用保険の適用事業所であること等の要件があります。
また、雇用調整助成金を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。
詳細は雇用調整助成金特設ページのガイドブック等をご確認ください。

雇用調整助成金
特設ページ
>>>



中小企業庁においても、以下のような被災中小企業・小規模事業者への支援措置を実施しています。詳しくは、中小企業庁HPをご参照ください。



- ・ 特別相談窓口の設置
- ・ 災害復旧貸付等の実施
- ・ セーフティネット保証4号の適用
- ・ 既往債務の返済条件緩和等の対応
- ・ 小規模企業共済災害時貸付の適用
- ・ 官公需を含めた中小受託事業者との適正取引に関する配慮要請

中小企業庁HP
>>>



令和8年熊本地震に係る事業者支援施策説明会

内容

事業主の皆さまを対象に、雇用調整助成金の制度内容や
その他中小企業等の支援施策についてわかりやすくご説明します。

事前申込制

参加無料

会場・時間・定員

1

熊本地方合同庁舎
A棟1F 共用会議室

定員 150人

〒860-0047
熊本市西区春日 2-10-1

2

熊本地方合同庁舎
B棟2F 大会議室

定員 150人

〒860-0047
熊本市西区春日 2-10-1

3

ハローワーク宇城
宇城会議室

定員 20人

〒869-0502
宇城市松橋町 松橋 266

4

ハローワーク八代
八代会議室

定員 40人

〒866-0853
八代市清水町 1-34

開催日時

【全17回開催】

※事前申込制です。

開催日の午前・午後はいずれか1回にご参加ください。

※各会場とも駐車場に限りがございます。近隣の有料駐車場もしくは公共交通機関をご利用ください。

1 熊本地方合同庁舎A棟1 F		2 熊本地方合同庁舎B棟2 F		3 ハローワーク宇城		4 ハローワーク八代	
9/8 (火)	10：30～12：00 または 14：00～15：30	9/17 (木)	10：30～12：00 または 14：00～15：30	9/4 (金)	10：30～12：00	9/2 (水)	14：00～15：30
9/9 (水)	10：30～12：00 または 14：00～15：30	9/18 (金)	14：00～15：30	9/7 (月)	10：30～12：00	9/14 (月)	14：00～15：30
		9/25 (金)	10：30～12：00	9/14 (月)	10：30～12：00	9/25 (金)	14：00～15：30
				9/29 (火)	14：00～15：30	9/28 (月)	14：00～15：30
				9/30 (水)	14：00～15：30		

申込方法

右の二次元コードからお申し込みください。
(※定員に達し次第、受付を終了します。)

申込期限:各開催日の4 開庁日前まで

申込の結果は別途メールにてお知らせします。

URL : <https://forms.cloud.microsoft/r/ABAZkvjH3W>



内容に関するお問い合わせ先

熊本労働局 職業対策課 助成金センター
☎ 096-312-0086

申込みに関するお問い合わせ先

熊本労働局 職業対策課
☎ 096-211-1704

主催

熊本労働局
熊本県
九州経済産業局
ほか